

令和6年3月11日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)
地域名 (地域内農業集落名)	池田本町 (池田本町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・池田本町においては、農地の集積・集約化が進んでいる。農地中間管理機構が発足した時に、集落で話し合い多数の農家が平成28年に農地中間管理機構へ田を預けることになった。
 ・町内集落営農組織の継続性の確保を図りつつ、地域全体で農地を守る仕組みづくりが課題である。このため次世代オペレーターの育成を検討していく必要がある。
 ・稲・麦・大豆・野菜(キャベツ、ブロッコリー、枝豆、スイートコーン)・花き(中輪菊、小菊、アスター)の栽培をしている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・稲麦大豆を主要作物としつつ、ブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める。併せて野菜(キャベツ、ブロッコリー、枝豆、スイートコーン)の栽培をしていく。
 ・農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を進める。
 ・集落営農組織については、次世代人材の掘り起こしを進めるとともに所得の最大化に向けた作付け体系の転換を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農用地区域とする。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を令和14年までに計画する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
大型の農業機械を使用出来る人材が少なくなっており、農業支援サービス事業者等への農作業委託も検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②環境こだわり農業の取組を継続・拡大する。
- ③スマート農業を活用し、ドローンによる防除、施肥を進める。
- ⑧世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組み農道や水路等を共同活動により保全する。